

年金

14

支援給付金

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金とは

- 年金を含めても所得が低い者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される。各給付金は非課税。「老齢」「障害」「遺族」の3種類があり、年金と同じ受取口座に、年金とは別に振り込まれる。

老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金 ＊（ ）は昭和31年4月1日以前生まれの額	対象	老齢基礎年金を受けている65歳以上の者で、その者の世帯全員の市町村民税が非課税であり、前年の年金収入額（非課税収入を除く。）とその他の所得額の合計額が789,300（787,700）円以下である者 なお、合計額が、789,300（787,700）円を超える場合は、補足的老齢年金生活者支援給付金が支給される。
	給付額	【老齢年金生活者支援給付金】 以下の①～③の合計額（月額） ①5,450円×保険料納付月数／480月 ②11,551（11,518）円×保険料免除月数（1/4免除を除く）／480月 ③5,775（5,759）円×1/4免除月数／480月 【補足的老齢年金生活者支援給付金】 5,450円×保険料納付済期間÷480月×所定の調整支給率
障害年金生活者支援給付金	対象	障害基礎年金を受けている者で、前年の所得（非課税収入を除く。）が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円（原則）」以下のもの
	給付額	障害等級1級：6,813円（月額）、障害等級2級：5,450円（月額）
遺族年金生活者支援給付金	対象	遺族基礎年金を受けている者で、前年の所得（非課税収入を除く。）が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円（原則）」以下のもの
	給付額	5,450円（月額） 2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,450円を子の数で割った金額がそれぞれに支給される。
留意点	<p>■支給対象期間は、10月分から翌年9月分まで。毎年、日本年金機構が前年の所得情報などに基づき判定を行う。</p> <p>■引き続き要件に該当すると判定された場合、手続不要で継続して受給。非該当と判定された場合は「年金生活者支援給付金不該当通知書」が届く。</p> <p>■新たに対象となる者には、日本年金機構からハガキ形式の請求書が届くので、必要事項を記入して郵送する。</p>	

※金額はすべて令和7年4月現在の金額。毎年度、物価変動に応じて改定される。